

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告示
○被災市街地における建築制限の区域の指定

ページ
一

告 示

○宮城県告示第三百四十七号

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成二十三年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項の規定により、被災市街地における建築制限の区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部建築宅地課において閲覧に供する。

平成二十三年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 建築制限の区域

市町名	地区	区域
気仙沼市		魚町二丁目、南町二丁目、南町三丁目、幸町四丁目、内の脇一丁目、内の脇二丁目、内の脇三丁目、仲町一丁目、仲町二丁目、弁天町一丁目、弁天町二丁目、潮見町、潮見町二丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、朝日町、一景島、内ノ脇、新浜町一丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、本浜町一丁目、本浜町二丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、東みなと町、中みなと町、赤岩港、赤岩宮口下、波路上内沼、波路上崎野、波路上明戸、波路上杉ノ下及び波路上瀬向の全部並びに南町海岸、魚市場前、魚町一丁目、魚町三丁目

南三陸町	女川町	東松島市	名取市
志津川地区	大曲地区	野蒜地区	閑上地区
志津川字五日町、志津川字大森町、志津川字塩入、志津川字汐見町、志津川字天王前、志津川字十日町、志津川字本浜町、志津川字廻館前及び志津川字南町の全部並びに志津川字新井田、志津川	女川浜字伊勢、女川浜字東伊勢、黄金町、寿町、桜ヶ丘、清水町、鷺神浜字洗、鷺神浜字大道、鷺神浜字育ノ神、鷺神浜字丸山、鷺神浜字向及び鷺神浜字鷺神の全部並びに石浜字石浜、石浜字崎山、石浜字高森、石浜字七曲、女川浜字女川、女川浜字大原、女川浜字川尻、女川浜字北伊勢、女川浜字新田、女川浜字日蔵、宮ヶ崎字田ノ畑入、宮ヶ崎字宮ヶ崎、鷺神浜字堀切、鷺神浜字荒立、鷺神浜字内山、鷺神浜字堀切山、鷺神浜字向山、小乗浜字小乗及び小乗浜字向の一部	新東名一丁目、新東名二丁目、新東名三丁目、新東名四丁目、野蒜字北赤崎、野蒜字西余景及び大塚字北林下の全部並びに大塚字長石、野蒜字亀岡、野蒜字北大仏、野蒜字北針生、野蒜字北余景、野蒜字下沼、野蒜字南赤崎、野蒜字南針生及び野蒜字南余景の一部	閑上字昭和、閑上一丁目、閑上二丁目、閑上三丁目、閑上四丁目、閑上五丁目、閑上六丁目及び閑上七丁目の全部並びに閑上字五十刈、閑上字新鶴塚、閑上字新町頭、閑上字鍋沼、閑上字仏文寺及び閑上字庚申塚の一部

二 建築制限の内容

字大久保、志津川字大森、志津川字御前下、志津川字上の山、志津川字城場、志津川字助作、志津川字竹川原、志津川字天王山、志津川字中瀬町及び志津川字廻館の一部

一の区域内においては、建築物（次に掲げるものを除く。）の建築を禁止する。

1 停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物

2 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

3 その他一の区域内の市又は町の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物

三 建築制限の期間

平成二十三年五月十二日から同年九月十一日までの間